

本同盟は建前として、労働者間の利害衝突を調停し、労働者の福利を促進し、労働者の生活向上に努め、労働者の権利を擁護し、労働者の教育を奨励し、労働者の健康を維持し、労働者の生活を向上せしめ、労働者の幸福を期す。

財団法人協調會大阪支所

### 日本労働總同盟會則修正草案

#### 第一章 總 則

第一條 本同盟ハ日本労働總同盟ト稱ス

第二條 本總同盟ハ綱領ニ基キ宣言ノ主旨並ニ主張ノ貫徹ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本總同盟ハ日本全國ニ於ケル各種産業別組合、職業別組合並ニ地方的組合ヲ以テ組織ス

第四條 本總同盟ハ本部ヲ東京ニ置ク

第五條 本總同盟ハ第二條ノ目的ヲ達成スル爲本部ニ左ノ各部門ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ

教育出版部 組織部 調査部

中央爭議部 法律部 國際部

職業紹介部 政治部

各種事業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム